



みんなえいNEWS

2016
Spring
Vol.65

平成 28 年 5 月発行 (年 2 回発行)



家政婦紹介所の「使用者性」

1. 紹介所と求職者の間の雇用関係は

家政婦紹介所特有の法律問題として、紹介所は雇用契約における使用者に当たらないかという問題があります。

家政婦紹介事業は、職業安定法 4 条 3 項に定める有料の職業紹介に当たるもので、その業務は、家政婦等の求職者（労働者）を利用者に紹介しその間の雇用契約の成立を斡旋することです。雇用関係は、利用者と求職者の間に成立するのであって、紹介所と求職者の間には雇用関係はありません。

ところが、紹介所が求職者の使用者またはこれに類似する立場として責任を問われた裁判等の事例があります。以下の 4 つです。

- ①求職者（家政婦）が働く過程において窃盗をおかし、利用者から紹介所の責任を問われた事例（東京高裁昭和 41 年 5 月 10 日判決）
- ②求職者（配膳人）が利用者の業務に従事中に交通事故にあい、その損害を利用者だけではなく、紹介所にも請求した事例（東京地裁昭和 62 年 1 月 30 日判決）
- ③求職者（家政婦）が、紹介所が使用者（雇用主）であるとして、労働基準法上の未払賃金等を請求した事例（東京地裁立川支部平成 25 年 2 月 13 日判決）
- ④求職者（バスガイド）が労働組合に加入し、組合が紹介所を相手方として不当労働行為の救済を求めた事例（中央労働委員会平成 24 年 1 月 11 日命令）

2. 紹介所に使用者としての責任は

上記のうち、①②の事例においては、有料職業紹介の上記のような性質や実情が認定されて紹介所の責任は否定されました。

ところが、③の事例では、ヘルパーに、家政婦紹介所の仕事の紹介・依頼、業務従事の指示等に対する諾否の



弁護士
高木 裕康

Profile

弁護士（東京丸の内法律事務所 第二東京弁護士会所属 1988 年登録）、公益社団法人日本看護家政紹介事業協会理事、帝国繊維株式会社社外取締役、一般社団法人東京ニュービジネス協議会監事、司法試験審査委員（2013 年～2015 年）。著書として、『注釈破産法』『事業再生 ADR のすべて』『民事再生 QA500【第 3 版】プラス 300』（いずれも共著）ほか多数

自由がなかったこと、要介護者への紹介がなされた後も家政婦紹介所の指示・命令に服する地位にあったことなどが認定され、ヘルパーは、家政婦紹介所の指示の下で要介護者の居室で労働に従事していたというべきとして、紹介所に使用者としての責任が認められました。

3. 求職者との間で契約関係を確認

さらに④の事例では、求職者（バスガイド）は、紹介所が決定した労働条件の下で就労することが前提となっていたこと、紹介所が業務の割振りを決定していたこと、賃金支払に際して、紹介所が給与明細表及び控除票を自ら作成し、また、事務費等の名目で一方的かつ合理性の認められない控除を行っていたことなどから、紹介所が使用者の立場にあると認定されました。

本来有料職業紹介では、紹介所と求職者との間には雇用関係はないのですが、上記③④の事例のような認定がされると、過大な責任を負わされることもあります。

関係者の間で誤解を生じないように、紹介所としては、利用者や求職者との間で契約関係を書類で確認し、紹介所の立場を超えて求職者に直接指揮命令をしないなど、留意が必要でしょう。

特集

認知症裁判から見た認知症高齢者の見守り

最高裁は2016年3月「家族に責任はない」との判断を示しました

事故は2007年12月に起きました。当時91歳で認知症の男性が徘徊中にJR東海道本線の駅構内から線路に立ち入り、列車にはねられて死亡しました。この事故でJR東海は列車遅延の損害が発生したと家族に損害賠償を求める裁判を起して、責任問題の問われる判決が出たのです。

- 一審は妻と息子に720万円
- 二審は高齢の妻に360万円が

2007年12月、当時91歳の認知症高齢者が、妻が6～7分うたた寝していた間に、1人で外に出てJRに乗って隣り駅まで行った後に、ホームから線路に降りてはねられ死亡する事故が起きました。

JR東海は、「これで振替輸送の費用負担が生じた」と、認知症高齢者の妻（当時85歳で要介護1）と長男を相手にして損害賠償を求めたのです。

この裁判で、一審の名古屋地裁は長男と妻に720万円の支払いを、二審の名古屋高裁は妻に男性の行動を監督する義務があったと約360万円の支払いを命じたのです。しかし、名古屋地裁を相手に損害賠償を求めた裁判の最高裁判決では、2016年3月1日に、「家族の賠償責任を認めない」と言い渡した、というのがこの裁判の大筋です。

- 認知症高齢者への
- 家族の監督義務を問う初の裁判

この裁判の争点となったのは家族の監督義務です。最高裁の判決は、妻が高齢で要介護者だったことなどから「同居の配偶者というだけで民法上の監督義務を負わない」。だから賠償責任もないと結論づけた結果、家族側が逆転勝訴しました。

死亡した男性の家庭では妻が介護を担う一方で、遠方に住む長男の妻が介護を手伝うため近所に引っ越しして、家族間で協力しあいながら見守りを続けていたといえます。

今回の判決は、死亡した認知症高齢者の介護をこれだけ一生懸命にしていたのだから、責任を問うことはできないという結論です。

認知症高齢者を介護する家族の責任のあり方が初めて問われた裁判でした。

認知症施策推進総合戦略

高齢化の進展に伴い、認知症の人が増加します。認知症の人を支えられる側として考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要です。

新オレンジプラン

基本的考え方

認知症の人の意思が尊重されて住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らしつづけることができる社会の実現をめざす。

* * *

- 厚生労働省が関係府省庁（内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）と共同して策定
- 認知新プランの対象期間は団塊世代が75歳以上となる2025年、数値目標は2017年度末
- 策定にあたり認知症の人やその家族などのさまざまな関係者から幅広く意見を聴取

7つの柱

- ①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護などの提供
- ③若年性認知症施策の強化
- ④認知症の人の介護者への支援
- ⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリモデル、介護モデルなどの研究開発と、その成果の普及などを推進
- ⑦認知症の人やその家族の視点の重視

関係者のみならず、社会的にも関心の高い判決でしたが、この事件の当事者の賠償責任が、最終的には否定されたことは喜ばしいことでした。

しかし、判決の中身を見たとき、最高裁が認知症の問題を正確に理解したか、介護する家族の不安や施設不足の解消へ一歩を踏み出したのかについて、この裁判を見ると、疑念を感じざるをえません。最高裁判決は、認知症の実態と介護の困難を理解した点では評価できますが、被害に対して誰がどのような責任を負うかについては理解されたとは思えません。

「私は、介護保険の地域支援事業のメニューに認知症高齢者の行為による被害者への見舞金支給事業を加えることを検討すべきであると考え」と、裁判を見守ってきた堤修三・元社会保険庁長官は述べています。

- 民間の保険会社が販売
- 保険金の支払いに家族も対象

判決にあたって最高裁の5人の裁判官は、「監督義務を負うかどうかについては個別に判断すべきだ」との意見で一致し、その判断基準として、次の6つをおもな点としてあげています。①監督する人の生活や心身の状況、②親族関係の有無やつきあいの度合い、③同居か日常的な接触の程度、④財産管理への関与、⑤認知症の人の状況や日常生活上の問題行動、⑥介護の実態。これらを総合的に考慮して決めるべきである、と。

こうしたことから、認知症の人が事故で損害を与えた

場合に賠償金を家族（後見人）に支払う、新しい損害保険が登場。具体的には、「個人賠償責任保険」の契約内容を改定して保険金を支払う対象範囲を拡大。家族などに賠償責任が生じて、本人が個人賠償責任保険の被保険者であれば保険金が受け取れるようになったのです。三井住友海上火災、あいおいニッセイ同和損害保険は2015年10月から、東京海上日動火災保険は2016年10月に、損害保険ジャパン日本興亜は16年度中に販売。認知症の人が線路内に誤って進入して車両に損傷を与えたなどでその家族に損害賠償を請求された場合も、保険金の支払い対象になりました。

- 2025年には高齢者5人に
- 1人が認知症になると推計

2012年には65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症だったのが、2025年には約5人に1人になると見込まれます。認知症の1人暮らしや夫婦のみ世帯が増える一方で、家族の介護力は弱まってきています。

そこで、厚生労働省は「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）を策定しました（左ページ下段図表）。

2015年度介護保険法等の改正では、「地域包括ケアシステムの構築②認知症施策の推進」として取り上げられていて、認知症施策は市町村ごとに取り組み、地域包括ケアシステム構築の1つの手法として地域支援事業の包括的支援事業に位置づけられています。認知症施策の推進は市町村の重要課題ともなっています。

CLIPPING

「認知症サポーター」

● 認知症の人を温かく見守る人たち

「認知症サポーター養成講座」を受講した人が「認知症サポーター」（現在は約713万人）になります。

サポーターは認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となります。そして、自分のできる範囲で活動する、たとえば、友人や家族にその知識を伝える、認知症になった人や家族の気持ちを理解するよう努める、商店・交通機関などのまちで働く人として、できる範囲の手助けをする、など人それぞれです。

一方、まちづくりの担い手が育ち、地域リーダーとして活躍することも期待されています。

認知症サポーターは、認知症を支援する「目印」として、ブレスレット（オレンジリング）をつけています。この「オレンジリング」が連繋の「印」になるようなまちをめざして活動しています。

● 「認知症サポーター養成講座」とは

さらに、キャラバン・メイト（研修受講後に登録して、「認知症サポーター養成講座」を開催、講師などもする人）もいて、このキャラバン・メイトと自治体等事務局と協働で「認知症サポーター養成講座」を行います。講座は地域住民、金融機関やスーパーマーケットの従業員、小・中・高等学校の生徒などが参加し、地域や職域・学校などで認知症の基礎知識や活動内容などを学びます。

TOPICS



日本民営看護家政連合会 ● ● ●

【所長研修会主催「新春講演会」】

1月20日、新年会（於：小田急ホテルセンチュリーサザンタワー）に先立ち、日本ペップトーク普及協会の安 真紀認定講師を迎え、「やる気を引き出す魔法の言葉がけ」～元気・活気・勇気を与えるトーク術～の演題で、実演を交えたご講演をいただきました。



▲安 真紀認定講師



本来、2～3時間は必要な内容を40～50分程度の時間でもお願いしましたが、事業者として参考となることも多く有意義な研修でした。受講者は45名でした。



【平成28年新年会】

「新春講演会」に引き続き、総勢47名が参集。藤本里美連合会理事長の挨拶の後、会員相互の親睦を深めながら、32階からの代々木の眺望を満喫、楽しいひとときを過ごしました。古武術介護講師の金 雄一氏のパフォーマンスが圧巻でした。



▲司会の高野さんの音頭で



▲「365歩のマーチ」を皆で合唱♪



◀各々が新年のご挨拶、抱負を発信!!

【所長研修会主催「研修旅行」】

3月13日～14日の両日、観光バスで水戸及び房総方面へ参加者16名で実施。バスの中で香取所長研修会会長が「地域包括ケアシステムと介護保険制度の動向」を解説。その後、水戸偕楽園へ直行し、梅まつりを観賞。暦年の「ミス梅大使」が振袖姿で参集しており、かぐわしい紅白黄の可憐な梅花も満開でしたが、まさに花を添えて華やかでした。昼食は水戸の郷土料理あんこう鍋に舌鼓を打ち、その後、東国三社の一社、香取神宮を参拝、雨模様で曇ってロマンチックな犬吠埼灯台がたたずむ海景色を観ながら、宿泊先のホテル太陽の里別邸「海と森」に直行しました。

2日目は終日雨。バスを降車しての菜の畑ロードはバス車中から、花摘み及び鋸山ロープウェイ行きは中止、鴨川で海産物等のお土産を買って代々木に帰着しました。久しぶりにゆっくりくつろぎ、会員同士のコミュニケーションは深まりました。



▲ホテルの玄関で、全員で記念撮影



日本民営看護家政連合会 所属紹介所一覧

・㈱アーチ福祉&サービス人材センター

- ・(有)相仁介護・支援サービス
- ・㈱アンシンケアサービス
- ・(有)石川ケアサービス
- ・(有)永仁看護婦家政婦紹介所
- ・(有)エンゼルケアアシスト城南
- ・(有)青梅看護師家政婦紹介所

- (古賀 道)
- (相田 満佐江)
- (清宮 京子)
- (石川 要子)
- (三崎 孝子)
- (板井 仁志)
- (五十嵐 洋子)

・㈱かたばみ西東京ナース&ホームヘルパーセンター

- ・(有)神奈川ケアサービス
- ・北島家政婦紹介所
- ・(有)キャリアコネクト
- ・(有)経堂ケアサービス家政婦紹介所(鳥居 佐智子)
- ・㈱ケアメイト大岡山
- ・㈱コイワ介護家事サービス

- (西東京人材センター)
- (方波見 正彦)
- (須永 久美子)
- (北島 クニ子)
- (渡邊 義弘)
- (徳永 洋子)
- (鎌田 菊江)

・(有)高円寺ケアサービス

- ・(有)佐賀看護婦家政婦紹介所
- ・(有)三和看護婦家政婦紹介所
- ・城西家政婦紹介所
- ・(有)城南ケアサービス
- ・㈱仁済
- ・(有)関看護婦家政婦紹介所
- ・㈱世田谷介護サービス

- (渡辺 和益)
- (佐賀 美代子)
- (米村 葵)
- (白根 日出子)
- (板井 和子)
- (依田 明子)
- (酒井 ひろみ)
- (松岡 真美)

栄えある叙勲をお慶び申し上げます。

瑞宝単光章受賞 有限会社石川ケアサービス
石川要子 様

平成 27 年 11 月 6 日皇居豊明殿にて天皇陛下に拝謁の栄を賜る。



石川要子様の叙勲を祝う会
平成 28 年 2 月 15 日

【石川要子 理事 叙勲（瑞宝単光章）受章祝賀会】



石川要子理事

平成 28 年 2 月 15 日、明治記念館 鳳凰の間にて、日本民営有志「石川要子様の叙勲を祝う会」主催の祝賀会が開かれました。『石川様の受賞は、協会の誇りでもある』との、(公社)日本看護家政紹介事業協会会長 戸利和氏のお祝いの言葉から始まり、石川理事の経歴のDVD

による紹介、お孫様からの花束贈呈、そして高校時代（男子校で紅2点だった！とか）の同期生達によるエールなど、「人に恵まれ、人に支えられました」とお話しする石川理事の人格があふれる温かいアットホームな雰囲気の中閉会しました。出席者 78 名。



▲藤本会長挨拶



◀夫君の隆雄様とお孫様から花束を受けとる

▼ご家族（左が後継者の長女鈴木由佳（スズキウウカ）様



▲(公社) 看家協会の役員の皆様からご祝辞をいただきました



▼受付の皆様



▲国立東京第二病院（現東京医療センター）付属看護学校同期の皆様

▼茨城県立太田第一高同期生による応援エールを受けました



【教育部主催「喀痰吸引等基本研修（第3号研修）」】

平成 27 年度第 3 回目の基本研修は 11 月 8 日（日）・15 日（日）の 2 日間、第 4 回目（今年度最終）の基本研修は 2 月 20 日（土）～ 21 日（日）の 2 日間、いずれも(株)日本介護センター研修室で開催しました。講師は今までと同様、看護師の堤マキ子氏、長沢つよ氏及び今井喜代子氏の 3 先生が交代で担当しました。

なお、27 年度計 4 回の受講者数は 40 名で合格者は 36 名でした。

平成 28 年度も右記のとおり年間 4 回計画しています。

- ◎第 1 回目 平成 28 年 6 月 11 日（土）・6 月 12 日（日）会場 (株)日本介護センター研修室
- ◎第 2 回目 平成 28 年 9 月 10 日（土）・9 月 11 日（日）会場 //
- ◎第 3 回目 平成 28 年 11 月 12 日（土）・11 月 13 日（日）会場 //
- ◎第 4 回目 平成 29 年 2 月 18 日（土）・2 月 19 日（日）会場 //

※日本民営のホームページ（日本民営喀痰吸引研修で検索できます）をご覧ください。



- ・(株)洗足 洗足ナース&ホームヘルパーセンター (方波見 信彦)
- ・(株)高野ケアサービス (高野 マサ子)
- ・宝ケア(株) (木村 たま子)
- ・(株)南玉川ケアサービス (林 典子)
- ・(株)南茅ヶ崎ケアサービス (岩崎 正子)
- ・(株)日本介護センター (藤本 里海)
- ・野沢サービス家政婦紹介所 (肥後 サダコ)
- ・(株)畑中ケアサービス (畑中 公子)
- ・(株)南八王子メディカルサービス (秋好 順子)
- ・(株)南美德介護サービス (杉本 京子)
- ・日の出家政婦紹介所 (岩崎 キクエ)
- ・平賀家政婦(夫)紹介所 (平賀 せつ)
- ・(株)福住家政婦紹介所 (野口 千栄)
- ・(株)南府中ケアマネジメント (白石 知恵子)
- ・(株)南福生ふれあいの友 福生家政婦紹介所 (濱尾 憲一)
- ・(株)南ヘルパーサービス和知 (和知 祥子)
- ・みゆき看護婦家政婦紹介所 (晝間 みゆき)
- ・(株)モテギ家政婦紹介所 (茂木 芳枝)
- ・(株)やさしい手 大橋サービス (香取 真恵子)
- ・よふき看護婦家政婦紹介所 (和田 美成子)

(50音順)

関係・上部団体の活動 ● ● ●

【株式会社日本介護センター】

2015年12月17日 平成27年度上半期株主業績説明会

【ふくし会】

2015年11月20日 理事会

【公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会】

2015年11月12日 ブロック交流会 講演会・懇親会「マイナンバーについて」[於:中野サンプラザ]

【一般社団法人 日本在宅介護協会 東京支部】

3月25日 在宅医療連携カフェ [於:全水道会館]
第1部 「最後まで支える在宅医療と介護の連携について」
講師:医療法人社団泰平会 コーラルクリニック
理事長・院長 石垣 泰則氏

第2部 シンポジウム
「在宅医療の有効性と医療・介護の連携について」

4月14日 セミナー [於:TKP 信濃町ビジネスセンター]
第1部 「2016年度診療報酬改定と介護事業所に与える影響について」
講師:株式会社ウエルビー
代表取締役 青木 正人氏

第2部 「法制化されたストレスチェックのポイント」
講師:株式会社フィスメック
代表取締役 小出 建 氏

【公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会】

2月25日 東京ブロック新春講演会・賀詞交歓会が上野東天紅にて開催されました。

講演会は、(公社)日本看護家政紹介事業協会戸利和会長により「2016年 紹介所の新たな展望」と題し、家政士資格が認定され、「家政士検定制度」実施による期待すべき様々な可能性について講演があり、また、河津浩安同事務局長による家政士資格認定制度の進捗情報報告もありました。

賀詞交歓会では、上野らしい寄席の曲芸が鏡味初音嬢で披露されました。

3月24日 厚生労働大臣より「家政士検定」が認定されました。



今後の予定

- 5月25日 一般社団法人 日本民営看護家政連合会 第3回定期社員総会
- 6月9日 第34回医療・福祉フォーラム
- 6月9日 ふくし会理事会・定期総会
- 6月10日 公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会 総会・表彰式・懇親会
- 6月17日 公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 定期社員総会・表彰式・懇親会
- 6月17日 一般社団法人 日本在宅介護協会 定期社員総会
- 6月23日 株式会社日本介護センター 定期株主総会

★「女性活躍推進法」で女性管理職 30%

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、平成28年4月1日から、労働者300人を超える大企業（300人以下の中小企業は努力義務）は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられました。

アベノミクスの目玉の政策の1つで、政府は指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%に引き上げる目標を掲げています。

女性活躍推進法は10年間の時限立法。義務づけられるのは、①女性の活躍に関する状況把握、課題分析 ②行動計画

の策定、社内周知、公表 ③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への提出 ④状況の情報公表の4項目。

これらの作業を支援するツールとして、厚生労働省は作業プログラムをホームページにアップ。詳細は同省ホームページをご参照ください。

優良事業所には、別途定めた基準の達成度合いにより、厚生労働大臣から3段階の認定を受けられ、商品や名刺などでPRできる、女性活躍認定マーク「えるぼし」を使えて優秀



な人材確保や企業のイメージ向上につながることも期待できます。

事業所訪問レポート

(株)エンゼルケアアシスト城南 リハビリ&リラックス ing TEL(03)6303-7101



ホワイトサンドケア（商標登録）ってご存知ですか。おそらく日本で唯一、ここでだけ行われている介護予防運動です。

地下鉄浅草線「馬込」駅のすぐ近く、第二京浜道路沿いのビルの中にある、リハビリ&リラックス「ing」。ガラス張りのドア越しに、グリーンと茶色で統一したインテリアが見えます。一歩中に入るとそこは、ここがデイサービス？と目を疑ってしまうような、アジアリゾート風の空間。まるでエステサロンのようです。中央にどーんと設営された木枠の中には、真っ白な砂が敷き詰められています。総量2トンもの砂が入っているのだとか。

この砂の上を素足で歩くことによって、足の裏を支える足底筋が鍛えられ、膝や関節への衝撃も少なくなるので、体幹から鍛えることができるそうです。横歩きや後ろ歩きをしたり、普段なかなか使わない筋肉も使いながら、バランス感覚も養えます。

砂場を体験、靴下を脱いで砂に立つと、海辺の砂浜を歩いた感覚がよみがえります。とはいえ、こんなになめらかな「いい砂」は、高級ビーチでしかお目にかかれません。オーストラリアのブリスベン海岸から輸入された天然砂だそうです。不純物や有機物などを取り除き、400℃の高温で加熱処理された、清潔で安心な白砂です。

かかとから踏み入れ、足が砂にもぐっていく感触を楽しみながら、足の指を広げて地面を掴み取るように動かしてみると、予想外の刺激と気持ちよさ。

さらっと乾いた砂は、小さいほうきでササッと落とすことができます。その後フットバス（足湯）へ移動、大変気持ちのいい湯加減でした。

利用者の方にお話を伺いました。

「リハビリの日は、どこに行ってもマシーンだけど、ここはマシーンがないから好き。友達に話すと、行って見たいってうらやましがられるのよ」

「1年ぐらい通っています。最初は砂を歩くと膝の下が痛かったんだけど、慣れたら歩きやすくなった。砂の上を歩く機会なんてめったにないし、踏みしめて歩くのですごい運動になっていると思う」

オープンしたのは2014年11月。リハビリデイとしては後発であり、最初は珍しかったマシーントレーニングも一般的になったので、とにかく他にないものをと考えたそうです。

「子どもの遊び場の屋内砂場に行って思いついたんです。これを高齢者に勧めてみたらどうだろうか」

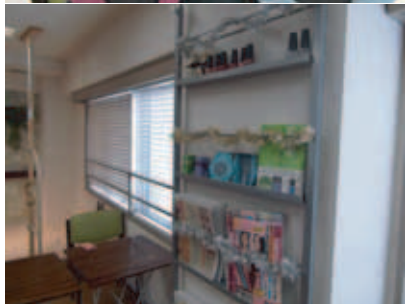
と、代表の板井仁志さん。

砂を歩くプログラムは、同じビル内にある「心身健康倶楽部」というパーソナルトレーニングジムと提携して、運動メニューを考えてもらっているそうです。

現在の利用者の7割が、他事業所のケアマネからの紹介によるもの。大田区だけでなく、区外からの利用者も来る個性派デイ。今後も、利用者が飽きないサービスを提供していきたいとのことでした。

☆エンゼルケアアシスト城南は、平成28年7月から、株式会社ACAに社名変更します。

代表の板井さんをはさんで、本日のケアスタッフのお2人。



◀ ホワイトサンド! です。

「足場」はろ過式自動洗浄。いつも清潔です。▼





●●● Information ★ インフォメーション ●●●

★外国人の訪問介護が解禁か

厚生労働省は2月19日、経済連携協定（EPA）に基づいて東南アジアから来日した介護福祉士が訪問介護事業所で働くことを認める方針を決めました。介護人材不足を解消するため、外国人人材で訪問サービスが担えるようにとの考え方、2017年度から始まるそうです。

インドネシア、フィリピン、ベトナムとは、EPAの条約で介護職員の受け入れを合意、2008年度から延べ2000人超が来日。日本語での会話の不安から、これまでは日本人職員と働ける施設介護のみでしたが、今後は、在宅での訪問サービス補助も担えるようになるため、介護会社でも外国人を活用できるように事業展開が期待されます。

EPAで来日して、日本の介護福祉士資格を取得した人だけに限定して解禁されるため、どこまで外国人人材の活用が広がるかは不透明です。

外国人介護士の受け入れ規制が緩められる方向になり、すでに同じ国の出身者が施設やグループ事業所にいれば1人受け入れを認めるとのこと。

★「キャリア段位制度」が見直される

厚生労働省の「介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方検討会」の報告書が出されました。現行の枠組みは維持・継続。内部評価やレベル認定の事務負担を軽減するため、アセッサーでの評価項目の確認方法の効率化などを進めます。キャリア段位は職業能力認定制度の1つ、職務を遂行するうえで必要な能力を習熟度に応じて段位を認定する仕組み。新しい職業能力を評価し、企業や事務所ごとの共通ものさしに基づいて人材育成をめざすものです。

不足していた「現場で何ができるか」の部分を補うため、「わかる（知識）」と「できる（実践的スキル）」の両面を評価し、介護サービス従事者への「介護プロフェッショナル」のレベル認定として実践的スキルを重点的においた評価が行われるものです。

「アセッサー（評価者）」は、介護職員のキャリア・アップを推進・支援していく役割を担う人材で、介護職の管理的立場にあります。



紅葉 上よ木

題字デザインは茂木真理さん

鳥居家に嫁に来てから30年余り、初めて嫁姑コンビで東北旅行に行きました。

10月の紅葉の頃、まずは東京駅から東北新幹線でまっすぐ青森まで。青森駅からレンタカーを借り奥入瀬渓谷をドライブ。十和田湖までゆっくりせせらぎと紅葉を眺めながら気ままに走りました。途中で道を間違えて中之島に行ってしまう、人気の無さにちょっとドキドキ不安にもなりましたっけ。

暗くなる前に宿の星野リゾート青森屋に到着。大きなねぶたに出迎えられ、おいしい夕食と日本酒を堪能。お酒と温泉が効いたようで、部屋でマッサージした折り、会長（姑90才）が気分悪くなり心配しましたが、休んだら回復したのでほっとしました。

翌日、高速道路をどんどん走って宮城県の会長親戚宅まで。

途中の蕨の葉の赤がそれはきれいで、いつもは仕事や家事に追われる二人が、青い空や東北の風景を眺めながら何時間も過ごすのはとても貴重ななと感激もひとしお。

栗駒郡の姪宅に徐々に泊まり、思い出話とご先祖様の墓参り。翌日は仙台駅で10年ほどで無沙汰していた親戚と会食。相手が携帯電話を持っておらず、待ち合わせ場所に着いてもどこにいるか分からずちょっと焦ったのも微笑ましい。

その日は、昔夫婦で泊まった思い出の秋保温泉に一泊してのんびり。翌日、仙台から新幹線でまっすぐ帰京しました。

私と会長は不思議なほど気が合い、実の親子より仲が良いかもしれません。旅行中もほとんど意見が割れる事ありませんでした。家族円満、健康で居られて仕事ができることがとても幸せだとつくづく感じた旅行でした。（鳥居 佐智子）